

## 新 旧 対 照 表

変 更 前	変 更 後
地 域 再 生 計 画	地 域 再 生 計 画
<p>4 地域再生計画の意義及び目標 (略)</p> <p>【目標と意義】</p> <p>事業内容) 廃校した学校の有効利用</p> <p>1) 俵真布小学校の有効活用 (略)</p> <p>2) 西美小学校の有効活用 (略)</p> <p>3) 置杵牛小学校の有効活用</p> <p>① 農畜産物加工場</p> <p><u>地域で活動する農畜産物加工製造グループによる安全・安心な農畜産物を材料にした加工品を製造販売することで、地域で生産される農畜産物のイメージアップとブランド化を図るため、農畜産物加工場としてリニューアルし活用します。</u></p> <p><u>なお、農畜産物の加工については、現在、農業技術研修センターの加工室で製造し販売を行っています。製造販売専用の施設ではないため、製造できる量に限りがあり、通年での販売量に満たしていません。その課題を解決するためにも有効な方策であると考えます。</u></p> <p><u>また、旅行者が現地で野菜を購入することは地方発送以外にほとんどなく、土産品としては、日持ちする加工品が有力であると考え、旅行者をターゲットとした農産物使用の土産品開発についても行っていきます。</u></p>	<p>4 地域再生計画の意義及び目標 (略)</p> <p>【目標と意義】</p> <p>事業内容) 廃校した学校の有効利用</p> <p>1) 俵真布小学校の有効活用 (略)</p> <p>2) 西美小学校の有効活用 (略)</p> <p>3) 置杵牛小学校の有効活用</p> <p>① 置杵牛農産物加工交流施設</p> <p><u>美瑛町で生産される安心・安全な農産物を使用し、生産地で加工することで加工品に対する信頼度も高まり、農産物のイメージアップとブランド化を図ることができます。このため、生産地において二次加工を行う過程を都市住民等が見学することできる置杵牛農産物加工交流施設としてリニューアルし活用します。</u></p> <p><u>置杵牛農産物加工交流施設では加工品の製造過程の見学のほか、地元住民を講師とする農産物加工講習会などを開催し、農業への理解を深めるため、都市から訪れる人々と地元住民との交流ができる施設として整備します。お菓子作りなど、地域の農産物を使用した新たな体験メニューを提供することで、都市住民が美瑛町を訪れるための選択肢が増え、交流人口の増加を見込むことができます。</u></p> <p><u>また、後述のとおり、旅行者が町内で土産品を購入することで経済効果が生まれますが、</u></p>

② 郷土資料館

現在の郷土資料館が狭くなったため、資料を展示し保管する施設を新たに開設し、郷土の歴史がわかる資料の保全に努めます。

(略)

野菜の地方発送が主でそれ以外にはほとんどなく、本町産の農産物を使用した土産品の開発が課題となっていました。このため、置杵牛農産物加工交流施設では、旅行者をターゲットとした農産物を使用したオリジナルの土産品開発も行っています。

また、置杵牛農産物加工交流施設の整備は都市地方連携推進事業（国土交通省補助事業）により行います。

なお、置杵牛小学校については、支援措置「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」及び「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の適用により、民間事業者へ無償貸与し、農産物加工施設としての活用を計画していたものを、美瑛町による公共施設（農産物加工交流施設）への転用に変更するものです。

(略)

## 新 旧 対 照 表

変 更 前	変 更 後
<p><b>地 域 再 生 計 画（別紙－２）</b></p> <p>1 支援措置の番号及び名称 10801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化</p> <p>2 当該支援措置を受けようとする者 美瑛町</p> <p>3 当該支援措置を受けて実施し又その実施を促進しようとする取組の内容</p> <p>1) 俵真布小学校（美瑛町字俵真布中央）【地方債資金区分：簡易保険】 (略)</p> <p>2) <u>置杵牛小学校（美瑛町字置杵牛中央）【地方債資金区分：財政融資】</u></p> <p>① <u>農産物加工施設（貸付）</u> (内容) <u>地域で活動する農産物加工製造グループへ貸与し地域で作られている「味噌」「ジュース」「乳製品」等の加工品（小規模）の存続の支援と地域の食文化育成を行います。</u> (スケジュール) ・ <u>施設の改修（地域活性化債を活用・1年間）</u> ・ <u>施設の貸し付け開始（平成18年度中）</u></p> <p>② <u>郷土資料館</u> (内容) <u>郷土資料の展示と保存を行います。</u> (スケジュール) ・ <u>郷土資料の保管庫として使用（計画認定後）</u></p>	<p><b>地 域 再 生 計 画（別紙－２）</b></p> <p>1 支援措置の番号及び名称 10801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化</p> <p>2 当該支援措置を受けようとする者 美瑛町</p> <p>3 当該支援措置を受けて実施し又その実施を促進しようとする取組の内容</p> <p>1) 俵真布小学校（美瑛町字俵真布中央）【地方債資金区分：簡易保険】 (略)</p> <p><u>（削除）</u></p>